

上尾市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 3 号

上尾市職員倫理条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市職員倫理条例施行規則（令和 2 年上尾市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「行事」の次に「（主催に準ずるものを含む。）」を加える。

第 1 2 条第 1 項中「部署の職員」を「部署又はその職員」に改め、同条第 2 項中「職員」を「部署又はその職員」に改める。

第 1 3 条中「第 1 0 条第 2 項」を「第 1 1 条第 2 項」に、「いう。）」の次に「及び条例第 1 1 条の規定により記録しないことができるもの」を加え、同条第 1 号中「重要なもの」を「特に重要なもの」に改め、同条第 2 号中「一般的なもの」を「重要なもの」に改め、同条第 3 号中「出納室」の次に「、同条第 7 号に規定する課内室等の長」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

（カスタマー・ハラスメントの記録）

第 1 3 条の 2 条例第 1 2 条の 2 第 1 項の規定による記録は、対応記録票（第 1 号様式の 2）に必要な事項を記載して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が、同項の対応記録票に代えて、対応記録票に記載すべき事項が記載された書面を作成したときは、当該書面を対応記録票とみなす。

（カスタマー・ハラスメントの記録に係る報告）

第 1 3 条の 3 条例第 1 2 条の 2 第 2 項の規定による報告は、前条第 1 項の対応記録票（同条第 2 項の規定により対応記録票とみなされる書面を含む。第 1 9 条の 2 において同じ。）を、次の各号に掲げるカスタマー・ハラスメントの区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次直属の上司を経て提出することにより行うものとする。

(1) 重要なもの 市長及び任命権者

(2) 前号に掲げる以外のもの 上尾市事務専決規程第 2 条第 4 号に規定す

る部長、市長政策室長、消防長、会計管理者又は任命権者が指名する職員

第15条第2項中「審査会への不当要求行為等報告書」を「審査会への不当要求行為等（働きかけ行為）報告書」に改め、同条第3項中「不当要求行為等報告書」を「不当要求行為等（働きかけ行為）報告書」に改め、同条第4項中「不当要求行為等に関する調査結果通知書」を「不当要求行為等（働きかけ行為）に関する調査結果通知書」に改める。

第16条第2項本文中「ときは、」の次に「必要に応じて」を加え、「疑いのある者」を「者として報告された者」に改める。

第17条第2項中「不当要求行為等に関する調査結果報告書」を「不当要求行為等（働きかけ行為）に関する調査結果報告書」に改める。

第18条の見出し中「警告」を「通知」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長等は、条例第14条第1項の規定により警告その他対策を行うとき、又は同条第2項の規定に基づき公表したときは、不当要求行為等（働きかけ行為）に対する警告書（第6号様式）により当該不当要求行為等を行った者に通知するものとする。

第19条の次に次の2条を加える。

（カスタマー・ハラスメントの報告等）

第19条の2 条例第16条の2第1項の規則で定める職員は、第14条に規定する職員とする。

2 条例第16条の2第3項の規定による報告は、対応記録票により行うものとする。ただし、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

3 条例第16条の2第4項の規定による通知は、審査会へのカスタマー・ハラスメントに関する調査通知書（第6号様式の2）により行うものとする。

4 条例第16条の2第5項の規定による報告は、カスタマー・ハラスメント報告書（第6号様式の3）により行うものとする。

5 第2項ただし書の規定は、前2項の通知書及び報告書の様式について準用する。

(カスタマー・ハラスメントの行為者に対する通知)

第19条の3 市長等は、条例第16条の2第6項の規定に基づき公表したときは、カスタマー・ハラスメントに対する警告書(第6号様式の4)により当該カスタマー・ハラスメントを行った者に通知するものとする。

第21条第2項中「含む。」の次に「次条第1項において同じ。」を加え、同条第3項中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第22条第1項中「第19条第3項(条例第23条第3項において準用する場合を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)」を「第19条第1項」に改め、同条第2項中「第15条第2項ただし書及び第3項」を「第16条第2項ただし書及び第3項」に改める。

第23条第1項中「第19条第3項」を「第19条第4項(条例第23条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第2項中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改め、同条第3項中「第19条第4項」を「第19条第5項」に、「公益(目的)通報に係る調査の進捗状況及び結果報告書」を「公益(目的)通報に係る調査の進捗状況・結果通知書」に改める。

第1号様式中「面談」を「対面」に、「※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用して差し支えない。」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

対応記録票

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
場 所		
方 法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
相 手 方	住 所	
	氏 名	
	職 業	
	連 絡 先	
	参 考 事 項	
相手方の 言 動		
対応状況		
備 考		

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

上尾市コンプライアンス審査会 様

上尾市コンプライアンス推進委員会

不当要求行為等（働きかけ行為）に関する調査結果通知書

下記の不当要求行為等（働きかけ行為）がありました件について、調査を行った結果、不当要求行為等に対する警告その他対策に関し必要があると認められるので、上尾市職員倫理条例第13条第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
場 所		
方 法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
相 手 方	住 所	
	氏 名	
	職 業	
	連 絡 先	
	参 考 事 項	
不当要求行為等（働きかけ行為）の概要		
講じた対策		
調査結果		
該当する根拠条項		
付記事項		

（任命権者） 様

上尾市コンプライアンス審査会

不当要求行為等（働きかけ行為）に関する調査結果報告書

下記の不当要求行為等（働きかけ行為）がありました件について、調査を行ったので、上尾市職員倫理条例第13条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
場 所		
方 法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
相 手 方	住 所	
	氏 名	
	職 業	
	連 絡 先	
	参 考 事 項	
不当要求行為等（働きかけ行為）の概要		
対応状況		
調査結果		
相手方に対する措置への意見		

第6号様式中「不当要求行為等に対する警告書」を「不当要求行為等（働きかけ行為）に対する警告書」に、「で調査を行った結果、あなたの下記の行為が不当要求行為等に該当すると認められたため、上尾市職員倫理条例第14条第1項の規定に基づき、」を「の報告に基づき、下記不当要求行為等（働きかけ行為）について、」に、「不当要求行為等と」を「不当要求行為等（働きかけ行為）と」に、「警告事項」を「警告事項等」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

第6号様式の3 (第16条の2関係)

年 月 日

(任命権者) 様

上尾市コンプライアンス審査会

カスタマー・ハラスメントに関する調査結果報告書

下記のカスタマー・ハラスメントについて、調査を行ったので、上尾市職員倫理条例第16条の2第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
場 所		
方 法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
相 手 方	住 所	
	氏 名	
	職 業	
	連 絡 先	
	参 考 事 項	
カスタマー・ハラスメントの概要		
対応状況		
調査結果		
相手方に対する措置への意見		

第6号様式の4（第19条の3関係）

年 月 日

(住所)

(氏名) 様

(市長又は任命権者)



カスタマー・ハラスメントに対する警告書

上尾市コンプライアンス審査会で調査を行った結果、あなたの下記のカスタマー・ハラスメントは、公表を要するものに該当すると認められたため、上尾市職員倫理条例第16条の2第6項の規定に基づき公表した旨を通知します。

記

公表を要するカスタマー・ハラスメントと認定された行為	
警告事項等	
備考	

第7号様式中「公益通報」を「公益（目的）通報」に改める。

第8号様式中「受付者」を削る。

第10号様式中「（第23条第3項において準用する）第19条第1項」を「第19条第1項（第23条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

第11号様式中「（第23条第3項において準用する）第19条第3項」を「第19条第4項（第23条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

第12号様式中「公益（目的）通報に係る調査の進捗状況及び結果通知書」を「公益（目的）通報に係る調査の進捗状況・結果通知書」に改め、「（第23条第3項において準用する）第19条第4項」を「第19条第5項（第23条第3項において準用する場合を含む。）」に、「及び結果」を「又は結果」に改める。

第13号様式中「印」を削り、「（第23条第3項において準用する）第20条第1項」を「第20条第1項（第23条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

第14号様式中「（第23条第3項において準用する）第21条」の次に「第21条（第23条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の上尾市職員倫理条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の上尾市職員倫理条例施行規則の様式によるものとみなす。